

検討項目のレジメ

1. 実質的な手順について

(1) 現在までの検討事項の確認

①適正規模

◎四万十町において望ましい規模から国・県が示す適正規模

区分	小学校			中学校		
	1学級あたり	1学年あたり	1学校あたり	1学級あたり	1学年あたり	1学校あたり
四万十町 (望ましい規模)	10人～	1学級～	6学級～	20人～	1学級～	3学級～
高知県 (適正規模)	教育的効果 20人～ 学習・教育条件 25人～	2学級程 度	12学級 程度	教育的効果 20人～ 学習・教育条件 25人～	2学級程 度	6学級 程度
国 (標準)	～40人	2～3学 級	12～18 学級	～40人	4～6学 級	12～18 学級

②適正配置

◎適正配置の基本的な方針

- 四万十町において望ましい規模で適正配置を検討する。
- 望ましい規模の基準は、平成24年度推計値とする。
- 適正配置の方法は以下の4つの方法で検討する。
「通学区域の見直し」「学校統合」「学校統合と校区の見直しの併用」「小中一貫校」
- 配慮する事項
通学時間（自宅-学校間が1時間以内）、通学路の安全性、地域性、保育所配置
保護者、地域住民と十分協議し共通理解と協力を得る

(2) 望ましい規模の学校適正配置の具体的な方策

具体的な方策については、以下の手順を踏む必要があるのでは？

手順① 将来を見据え望ましい規模での具体的な適正配置（案）を提示

- (1) 町執行部及び教育委員会は、具体的な適正配置（案）を早急にまとめる。
- (2) 適正配置（案）を作成するにあたっては、「四万十町において望ましい規模」と「適正配置の基本的な方針」に基づいて作成することを要望。
- (3) 望ましい規模となる児童生徒数については、以下の理由で平成 24 年度推計値とする。

(理由)

- ・適正配置の検討については、児童生徒数の推計をどの時点にするかの見極めが必要。
- ・現在の状況や資料では、H24 推計よりさらに児童生徒数の減少が見込まれる。
- ・H24 推計より減少した推計値では、基本的な方針で確認した「望ましい規模」での配置が難しい。また四万十町及び各地域の衰退を前提とした検討となる。
- ・本検討会では、H24 の数値を望ましい規模の最小の数値とするとともに、H24 推計値より児童生徒数を増加させる施策の展開を要請する。

手順② 段階的な取り組みの必要性？

- ・H24 推計で望ましい規模に満たない学校（過小規模校）
小学校 15 校、中学校 4 校
- ・その中でも小学校においては、3 学級以下で 20 人以下の学校が 7 校
- ・全体的には、適正配置（案）の実現に向けて徐々に合意形成を目指していくが、H24 以後においても最低限の教職員配置が望めない学校については、早急に対応する必要があるのでは？

(案)

第 1：全体的な取り組み【中長期的（4～10 年の）に学校配置を実施】

第 2：早急に対応する取り組み【早急（1～3 年）に学校配置を実施】

2. その他

平成24年度推計による学校規模別区分について

小学校

学校規模	学 校	
過小規模校 (～5学級)	○～3学級 全校20人以下 米奥、丸山、若井川、川口、 家地川、志和	○～3学級 全校21人以上 口神ノ川、興津、北ノ川
	○4学級 仁井田、影野、大奈路、昭和	
	○5学級 七里、東又	
小規模校 (望ましい規模～) (6～11学級)	田野々、十川	
適正規模校 (12学級～)	窪川	

中学校

学校規模	学 校	
過小規模校 (～5学級)	(望ましい規模未満) 興津、北ノ川、十川、昭和	
	(望ましい規模～) 大正	
小規模校 (6～11学級)	窪川	

* 学校規模に関する参考資料

「これからの学校づくり」(昭和59年文部省助成課作成)より